

●●議第2号、資料－5

議会に提案権のある議会会議規則を、合併前の町村の準則から、市議会の標準規則に改めよう、というものだ。会議規則は、一旦、決めたら、10年20年変わらないのが通常。言わば、ここが、始めて最後のようなものだ。

議会の意義は活発な議論と透明性の確保にある。会議規則はその基本だ。

今回提案の規則案の問題点は、6月14日の本会議質疑で詳細に述べたのでここでは、ふれないが、新しい市にふさわしい規則は認められない。議会改革特別委員会等を作って、各種検討・見直しをして、その総まとめとしての会議規則、委員会条例の改正、とすべきだ。その意味で、検討不十分である。

●●議第49号、資料－6

国の地方税法法律改正にともなって市税条例を改正する案。条例第17条1項2号の合計所得額が125万円を「越えない」65歳以上の人達を、現在の非課税から課税にするものだ。

◆① 対象人口と減税を廃止した場合の市の増収について

山県市の全人口31000余人のうち、65歳以上の方の人数は6650人だ。そのうち、条例改正された場合に新たに課税対象になる方の数は約750人だ。

その対象者に想定される課税額のおおよその額は、つまり、市の収入増加額は、経過措置のある2006年（H18年）が330万円、2007年（H19年）が660万円、正規状態になる2008年（H19年）は1000万円と答弁された。

だから、市が増収で1000万円を増やすために、市民にどういう影響がでるかの検討をし、その比較衡量しなければ、改正の是非を判断できない。

◆② 昨年の税法改正ですでに「高齢者控除」「公的年金等控除」が削除されているから、所得金額で125万円以下と言うことは、非課税のラインは、公的年金収入だけだと収入額で212万円以下になると計算される（答弁済）。

◆③ また新たに課税対象となる夫婦のみの世帯では、県民税を含めて4000円（うち市税は3000円）から2万5600円の増税、単身世帯では4000円から4万1700円の増税になる（答弁済）。

◆④ 介護保険料、国民健康保険料、医療費の負担限度額、その他障害者の福祉サービス等の利用者負担、公営住宅の家賃、市の有線テレビの負担等、に影響を与えるか与えないかの私の問いには、調査の結果、今回の改正により、税金が関係するものは、全てに影響を与える、と答弁された。市は、問題を十分に理解している。なお、影響とは、高齢者の負担が軽くなるのではなく、重くなることだ。

◆⑤ 法律改正だからということで、山県市が独自に現行の条例の通り65歳以上を非課税としてのこすことはできないと、答弁された。

そうだとすると、条例にある免除規定を適用し、あるいは、先に例示した介護保険料から有線テレビの負担等の関係も、免除を政策としてとることができるはずだ。しかし、その表明がない。

◎ 結局、この条例改正案に賛成することは、先に述べた、諸点からして、市の1000万円の増収のために、高齢の65歳以上の方のうち約750人に対して、夫婦のみの世帯では、4000円から2万5600円の増税、単身世帯では4000円から4万1700円の増税となる政策を採ることとを決定することである。

さらに、他の諸費用にも影響するものだ。

到底賛成できない。

●●議第55号、資料-12 消防費の訓練用地を取得するため、土地購入費6627万3千円・1214㎡・18万円/坪という議案だ。

◆① 議会軽視であることについて

市長は、本年の4月28日に、土地開発公社に用地取得の契約委託をし、公社は、6月10日に、代金を支払ったと答弁した。

今年3月の当初予算に、公社先行取得の債務補償もしくは債務負担行為としての議案を挙げなかった理由として、「用地交渉がすんなり行かなかった」、「当初予算に計上している時間がなかった」等と答弁した。

しかし、4月26日には臨時議会が開催されたのに、その直後の4月28日に委託したことは、議会無視は明らかだ。

さらに、6月議会が6月6日に開会している。市道分を含めれば8000万円を越える土地の取得だというのに、議会の議論をまたず、6月10日に、開会議会を意図的に無視していることは明らかだ。あともどり出来なくしてしまった。

こういう山州市の姿勢は強い批判に値する。

どの程度かと言えば、脱法行為というしかない程だ。

◆② 土地の価格が極めて高いことについて

議案の価格は、坪18万円になる。民間の取引について、不動産関係に聞いてみたら、この当たりの土地開発公社取引の上限は12万円程度だという。

他方で、今回、山州市は、専門家による土地の鑑定にも出さずに、坪18万円の価格を決定した。客観的根拠が全くない。

ところで、地権者の税の免除は、5000万円控除だという。

どれをとっても、看過し難い極めて異常な状態だ。

◆③ 消防所員の訓練場について

市長は、土地取得の必要性があるときは、ある程度高くても取得しなければならないこともある、と答弁した。しかし、次のとおり、本件の場合は、議案の場所でなければならない必然性は、まったくない。

★消防という職務の特殊性からして、練習場は連たんしているのが当然だ。しかし100m以上はなれている。

★消防は、通報があったら30秒から1分で出動している答弁された。

消防署と今回の土地の間には40秒待ちの国道バイパス信号がある。本来業務に支障があるのは明らかだ。

★こういう指摘に対して、練習は基本的に非番職員がするのだから、支障はない、との答弁だった。もし、距離が離れ、信号があることなど考えても、支障がないというなら、敢えて、このように著しく高額な土地を消防訓練用に取得する必要はなく、もっと離れた格安の土地を捜せばよ이었다。

以上、本件土地でなければならない必然性は、全くない。結局取得の必要性はない。

◆④ 消防に訓練場が必要なら

消防署に連たんする周辺の土地の交渉をしたが、折り合いが付かないという。

市長の答弁にあった「必要性があるときは、ある程度高くても取得しなければならないこともある」との観点に立つなら、あくまでも、消防に最も合理的な利用価値のある、連たんする土地を模索すべきである。

今回の訓練地取得によって、最も良い、消防署に連たんした土地の取得の必要性が激減することになり、消防組織の将来にとっては、大きなマイナスになることは明らかだ。

◎ 結局、今回の消防の訓練地と名目をつけた土地は、市にとって緊急の必要性のない土地を、市道用地との関係で抱き合わせで購入するだけで、経済性及び効率性の観点から、そして公金の使い道及び政策判断としては、許されない行為だ。